

第8回裁判員等経験者との意見交換会議事録

岐阜地方裁判所

今般、平成26年11月から12月にかけて審理等を行った2件の裁判員裁判（下記4）を素材に、「否認事件における審理の分かりやすさ」を主なテーマとして裁判員等経験者との意見交換会を行ったところ、その概要は、以下のとおり。

1 日時

平成27年4月14日(火)午後2時04分から午後4時15分まで

2 場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 大西直樹（岐阜地方裁判所部総括判事）

裁判官 溝田泰之（岐阜地方裁判所判事補）

検察官 遠山玲子（岐阜地方検察庁検事）

検察官 後藤圭介（岐阜地方検察庁検事）

弁護士 中西敏夫（岐阜県弁護士会所属弁護士）

弁護士 見田村勇磨（岐阜県弁護士会所属弁護士）

裁判員等経験者 1番～6番（6人）

4 裁判員等経験者の担当した事件の概要

(1) 裁判員等経験者1番の担当事件（以下、「A事件」という。）

（1番：裁判員経験者）

ア 審理、評議あわせて6日間の日程で行われた現住建造物等放火被告事件

イ 被告人が、アパートの自室において、ライターでビニール袋に火をつけ、

その火を柱，天井等に燃え移らせ，同アパートを全焼させたという現住建造物等放火の事案

ウ 本件の争点及び当事者の主張

- ① 被告人が故意に火をつけたのか，被告人による失火も含むそれ以外の原因により火災が発生したのか。
- ② 仮に被告人が故意に火をつけたと認められる場合，被告人の責任能力の有無・程度，すなわち，病気が被告人に与えた影響の程度。この点，検察官は，病気の影響はわずかであったとして被告人は完全責任能力を有していたと主張するのに対し，弁護人は，病気の影響により被告人は心神喪失であったと主張していた。

エ 証拠調べでは，20点弱の証拠書類の取調べや，被告人質問のほか，上記ウ②の争点に関し，精神科医の証人尋問を行った。

(2) 裁判員等経験者2番ないし6番の担当事件（以下，「B事件」という。）

（2番ないし4番：裁判員経験者，5番及び6番：補充裁判員経験者）

ア 審理，評議あわせて10日間の日程で行われた。

イ 被告人が，自宅において，被害者の腹部及び前胸部を包丁で突き刺して，死亡させたという殺人の事案

ウ 争点及び当事者の主張の骨子

- ① 被害者の腹部を刺したのが誰か（被告人か被害者か）
- ② 被害者が殺されることを承諾していたか
- ③ 被告人の責任能力。この点につき，検察官は，病気の影響はわずかであったとして被告人は完全責任能力を有していたと主張するのに対し，弁護人は，病気の影響により被告人は自分の行動をコントロールする能力が著しく損なわれていたとして心神耗弱であったと主張していた。

エ 証拠調べでは，二十数点の証拠書類の取調べや被告人質問の他，解剖医

(上記争点①, ②関係) や精神科医 (上記争点③関係) を含め合計 8 人の証人尋問を行った。

5 議事内容

〔冒頭挨拶〕

(伊藤所長) 本日は、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。岐阜地方裁判所長の伊藤でございます。

さて、裁判員制度が始まりましてから約 6 年となりました。これまでに行われた裁判員裁判の数が約 7 5 0 0 件、裁判員又は補充裁判員に選任された方の数は合計で 5 万 5 千人以上となりました。岐阜地裁での裁判員裁判の件数も、1 3 6 件を数えるところとなり、その間に、約 8 5 0 人の一般市民の方々に、裁判員、補充裁判員として裁判に参加いただきました。こうして多くの一般市民の方に強い責任感をもって熱心に御参加いただいたことにも支えられ、裁判員制度は、概ね順調に運用されており、裁判所として、国民の期待に応えることができていることに感謝しますとともに、皆様の御尽力に対して深く敬意を表します。

さて、本日は、裁判員裁判の運用をより良いものとするべく、事実関係に争いのある否認事件について、検察官、弁護人の主張や争点の分かりやすさ、医師の尋問をはじめとする証拠調べの分かりやすさや、望ましい審理日程のあり方などについて、裁判員、補充裁判員の経験者の皆様から、ご自身の経験に基づく率直な感想を述べていただくとともに、皆様の声を国民の方々にお伝えし、裁判員として裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消したいと考えて、意見交換会の機会を設けさせていただきました。皆様から忌憚のない御意見、御感想をお聴かせいただければ幸いです。

最後に、本日の意見交換会が実りの多いものとなることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

〔法曹三者出席者・自己紹介〕

(司会) 本日は、裁判員裁判を御経験いただいた裁判員、補充裁判員の経験者合計6名の方々に加え、裁判所、検察庁、弁護士会からも同事件を担当した裁判官、検察官、弁護人にも出席いただいておりますので、意見交換を始めるに先立ち、一言ずつ簡単に自己紹介をいただきたいと思えます。

(溝田裁判官) 岐阜地方裁判所裁判官の溝田と申します。私は昨年4月から岐阜で裁判員裁判事件を担当させていただいておりますが、本日の2件を含め、これまでに合計9件を担当させていただきました。これまでも意見交換会でお聴かせいただいた裁判員及び補充裁判員の方々の意見は大変参考になりました。本日も皆様から忌憚のない意見をお聞かせいただけるものと期待をしております。どうぞよろしく申し上げます。

(遠山検察官) 岐阜地方検察庁検事の遠山です。私は本日題材となった2件をいずれも担当しましたので、いろいろと御意見をお聴かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

(後藤検察官) 岐阜地方検察庁検事の後藤です。私はB事件を担当させていただきました。今日は、よろしくお願ひいたします。

(中西弁護士) 弁護士の中西と申します。私はA事件を担当しました。よろしくお願ひいたします。

(見田村弁護士) 弁護士の見田村と申します。私はB事件を担当しました。今日は、忌憚のない意見をお聴かせください。よろしくお願ひいたします。

(司会) また、オブザーバーとして、A事件を担当された和田弁護士と、B事件を担当された臼井弁護士にも参加していただいております。

第1 全般的な感想

(司会) A事件について、御担当された1番の方に全般的な御感想をお願ひしてもよろしいでしょうか。

- (1 番) 裁判員という大役が自分に本当に果たせるかどうかとても不安でしたが、非日常的な経験ができて、全く知らなかった法律的なこともいろいろ勉強になりました。
- (司会) 残りの5人の方については、B事件について経験された全般的な御感想をお伺いしたいと思います。
- (2 番) 私は不安感いっぱいでした。的確な判断が自分ではできないと思っていましたので、丸テーブルでみんなで話し合っていて、裁判が進められるのだろうかということがすごくネックでした。でも、裁判官の皆さんのすごく分かりやすい説明があったので、10日間は長かったですけれども続けてこれて、終わったときは大役を果たせたという安堵感でいっぱいでした。最近になってですが、裁判員裁判がテーマのテレビを観たり、今まではスルーしていた新聞記事などに目を通したりするようになりました。とてもいい勉強になり、そういうところが自分自身変わったかなと思います。
- (3 番) 裁判所に来た日に、抽選に当たっていきなりその日の午後から法廷に入っているいろんな内容の話の話を聞き、突然だったのでちょっと頭に入らなかったのですが、2番の方が言われたとおり、裁判官の方々の持っていき方や説明が分かりやすかったので、長かったですけれども、なんとか10日間やってこれたと思います。
- (4 番) 裁判員に決まると思っていなかったところに抽選で決まって、すぐに法廷へ行きまして、どうしようと思う暇がなくあっという間に10日間が過ぎてしまったような感じでした。でも、チームワークがとても良くて、本当に楽しい10日間でした。
- (5 番) 裁判員にならなかったことをとても安堵しましたが、裁判員のみなさんが病気や事故になったら、私が出なければならぬという思いが強くて、みなさんを見守る立場で一緒に過ごさせていただきました。とても

10日間は早く感じて、今から思えば一日一日が充実していました。振り返ると、体もつらかったのではないかと、頭も一生懸命使ったのではないかとこの思いがありますが、楽しかったという記憶しかありません。ありがとうございました。

(6番) 裁判所とか裁判というものは、自分の人生の中ではあまり関係ないものだと思っていたのに、たまたま当たってしまい、経験をさせていただいて、社会や世の中が少し見えたように思いましたし、裁判を通していろんな人の人生があるんだなと思いました。裁判では11人で話し合ったのですが、人それぞれにものとのらえ方や考え方が違うんだなということがよく分かりました。一つずつの問題をクリアしながら一つの結論が出るんだなということがとても勉強になったし、そういうことが裁判なんだなと分かりました。補充裁判員をやった後には、裁判に関心が持てて、他の事件についても、争点がどこなんだろうということを考えながら見たり聞いたりすることができるようになり、私自身の社会性も広がったような気がしました。また、私たちはみんな仲良しのチームだったので、楽しく行うことができ、10日間はちょっと長かったですけれども、いい経験ができました。

第2 当事者の主張や争点の分かりやすさ

(司会) 先ほど6番の方から争点は何なんだろうと考えるようになったという話が出ましたので、これに関連して、争点や争点に関する当事者の主張の分かりやすさについてお聞きしたいと思います。

A事件、B事件についてはいずれも争点のある事案でした。それぞれの事件について、争点がどこなのかを理解していただいた上で、審理に臨めていたかどうかお伺いしたいと思います。

まず、A事件について振り返らせていただきますと、A事件は1日目は裁判員を選ぶだけの手続を行い、翌日から審理が始まりました。争点

としては、①被告人が故意に火をつけたのかどうか、被告人による失火を含めそれ以外の原因によって火災が生じたのかということと、②被告人が故意に火をつけたとすると、被告人に刑事責任を問えるのかどうか、責任能力の有無、その程度、すなわち、病気が被告人の行為に与えた影響の程度、という2点がありました。

審理が始まって、検察官及び弁護人からそれぞれ冒頭陳述が行われ、これに続き、裁判所からも公判前整理手続の結果の一環として争点の紹介をしたわけですが、その時点で争点が何なのかという点について、どの程度、御理解いただいていたのでしょうか。

(1番) 公判初日は初めての裁判で緊張しました。検察官と弁護人には、ざあっと説明していただいて、本人が放火したかどうかが争点であるということは大ざっぱには分かりましたが、細かいことは分かりませんでした。自分の理解としては半分くらいかなという思いでした。

(司会) 審理が進んでいって、ここが争点なんだと分かったタイミングというのはありましたか。

(1番) 最初の頃はだめでしたが、法廷から部屋に帰って皆さんと話を進め、公判二日目から自分の意見が言えるようになって、一つ一つ見えてきたという感じでした。

(司会) では、B事件についても同じ点についてお伺いしていきたいと思えます。

B事件は、六十代の女性である被告人が、自宅で内縁の夫を包丁で突き刺し、死亡させたという事案です。争点としては、①お腹を刺したのは被告人か被害者自身か、②被害者が殺されることを承諾していたか、③被告人は認知症の一種である病気を患っており、それが犯行にどのような影響を与えたか、刑事責任をどの程度問えるのか、という3点がありました。

B事件については、午前中に裁判員の選任手続を行い、その日の午後2時から審理に入り、初日は検察官及び弁護人の冒頭陳述等を行い、証人尋問や書証の取調べ等の証拠調べそのものは翌日から行いました。

公判初日に検察官及び弁護人の冒頭陳述があり、その後、裁判所から争点を紹介させていただいた時点で、どの程度争点について御理解いただけましたか。

(2番) 初めての雰囲気でしたので、最初の二、三十分はぼうっとして言葉が素通りしてしまっていました。その後部屋に戻って話をしたり、検察官の冒頭陳述メモを見返してからは、それなりに分かったと思います。

(3番) 初日は、いきなりのことだったので聞いていてもどこが争点なのか分かりませんでした。部屋に戻ってじっくり書面を読んで、考えて分かっていった感じです。

(司会) 法廷での手続は、判決宣告を除いて6日間あったわけですが、争点に分かったのはどの辺りでしたか。

(3番) 初日は裁判員に当たっちゃったということもあって、頭に入りませんでした。2日目の審理で分かったという感じがします。

(司会) 4番の方は、初日の段階で争点は理解いただけただけでしょうか。

(4番) 検察官の冒頭陳述メモが分かりやすかったです。カラーというのも良かったです。自分では分かったつもりでいました。

(司会) 弁護人の冒頭陳述メモはいかがでしたか。

(4番) 弁護人には申し訳ないのですが、検察官の方が見やすく分かりやすいと思いました。

(2番) やはり、ばあーっと字が書いてあるのとそうでないのとでは違うと思いました。

(司会) 引き続きお聞きしますが、初日の段階で争点は理解できたでしょうか。

(5番) 初めてのことで全然分かりませんでした。話を聞いていくうちに飲み込んでいったという感じです。

(司会) どのタイミングで、頭に入っていった感じがしますか。

(5番) 次に法廷に入ったときに、冒頭陳述メモなどを見て、実際に検察官の話を聞いて分かったと思います。

(6番) 確か審理の最初に争点メモの説明があったと思いますが、そこで言葉だけのイメージではありますが、入ってきたと思います。審理が進んでいくうちにじわじわと理解できていったと思います。それから、検察官の冒頭陳述メモがまとめられていて、ものすごく分かりやすかったです。いつもこれを見ながら考えていました。弁護人のものは、目で読んでいくのが大変でしたので、図の方が知らない人でもずっと入ってくるので、良かったのではないかと思います。

(司会) 最初はなかなか分からなかったけれども審理が進んでいくにつれて理解できていった、という意見が多かったように思いますが、最終的に評議に入る時点において争点は御理解いただけていたでしょうか。

(1番) 本人が実際に放火をしたのかしていないのかというのが争点であるということは分かりましたが、精神障害の点については、評議が始まって話をしていく過程でつかめていったという感じです。

(司会) では、B事件について、評議に入る時点で争点を理解いただけていたかはどうでしたでしょうか。

(6番) 尋問の後にみんなで話し合ったりしていたこともあり、評議に入るときには、皆さん分かっているような感じでした。

(2番) 何をやったらいいか分からないときに、早い段階で、3つの争点を話し合おうと示してもらったおかげで、これだけをやればいいのかと思えることができました。

(司会) 検察官と弁護人が最後に行った論告・弁論についてお聞きしたいと思

います。論告・弁論が争点を理解する上で参考になったのか、また分かりやすいものだったのかどうか、その辺りをお聞かせいただきたいのですが、まずA事件についてはいかがでしょうか。

(1番) 具体的なことを話し合った後の論告・弁論だったので、分かりやすかったですし、理解もできたと思います。

(司会) 証拠調べを終え、争点との関係での証拠の位置づけなどについても、審理の合間の休憩時間等に適宜確認などした上での論告・弁論だったので、御理解いただけただけということでしょうか。

(1番) はい。

(司会) 同じくB事件についてはいかがでしたでしょうか。

(5番) それまでの証拠を踏まえてでしたので、分かりやすかったと思います。

(4番) 今見ても論告メモは分かりやすかったと思います。どこを見ればどの争点について書いてあるのかがすぐ分かるので良かったと思います。その後の評議でも何回も使いました。

(3番) いろいろな証言を聞いてからでしたので分かりやすかったですし、論告メモも見やすかったです。4番さんと同様に、私も論告メモを何回も確認しては見直していました。

(司会) ここで検察官もしくは弁護人から何か質問がありましたらお願いできますでしょうか。

(見田村弁護士) 評議に入る前の公判の期間中に何か分からないことがある場合、裁判官に聴く機会がありましたか。

(司会) 私の方から話させていただきますと、争点に対する判断に関する話はもちろんしていませんが、今どんな手続を行っているか、どの争点について手続を行っているか、または、今何のためにどんな手続をしているのかということについては確認したという記憶はあります。

(中西弁護士) A事件もB事件も責任能力という難しい問題があった訳ですが、

責任能力に対する理解，すなわち，なぜ責任能力が問題になるのかという点や，その事件における責任能力に関する判断について，腑に落ちたのは，どの時点でしたか。

(1番) 最初は全然分かりませんでした。責任能力については，評議の中でかなりの時間にわたって話し合いをしたのですが，いろんな人の意見を聞いていくうちに，自分の中で理解していくことができました。また，過去の量刑データ（責任能力について判断がなされた事例）も参考になりました。

(6番) B事件の争点の中では一番難しい問題だったと思います。精神科医の証言が曖昧な表現でしたので，きっと人によってとらえ方が違ったのではないかと思いました。評議の中で皆さんの意見を聞きながら作り上げていったような気がします。

(司会) その時点において，なぜ責任能力，病気の影響について話をするのかという点については御理解いただいていたのでしょうか。

(6番) 分かっていたつもりです。

(司会) ただ，具体的な中身についてどう判断するのかという点が難しかったと，そういうことになるのでしょうか。

(6番) はい。難しかったです。

(2番) 私は素人で知識がないので，精神科医の意見を参考にして判断の材料にしました。先ほども話がありましたが，精神科医の表現は曖昧でしたが，みんなで話し合っただけで決めていきました。

第3 証拠調べの分かりやすさ—特に①医師の尋問，②包丁の刺し方に関する証拠調べについて

(司会) 次に，証拠調べの分かりやすさについて御意見・御感想をお聴きしたいと思います。まずは，医師の証人尋問が分かりやすかったかという点について伺います。B事件では病気の影響としては認知症の一種に罹患

しているという点については当事者間に争いはなく、その病気がどの程度犯行に影響したのかが議論になりました。その点について精神科医の尋問を行ったのですが、その前提としてまず、検察官においてその病気がどのようなものであるかについて精神科医から聞き取った内容をA4用紙1枚に図表を用いるなどしてわかりやすくまとめていただいた書面（以下、「説明書面」という。）の内容を審理の4日目に検察官に説明していただいた上で、被告人の話を聞いたりその他病気の影響に関する証拠を調べて、それを踏まえ、5日目に精神科医の話を伺いました。どんな病気がどの程度犯行に影響したのかについて精神科医の証人尋問は分かりやすかったか、また説明書面は分かりやすかったかという点について御意見を伺いたいと思います。

（3番）精神科医の話で何となく病気は分かったのですが、メモにもあるように主な病状とかを見て、犯行時の状況とを照らし合わせて、やっぱりそうなのかというように徐々に分かったという形です。医師の話を聞いている段階では知らない病気で理解するのが難しかったです。病気についてはそれまで興味のなかったことで頭に入ってなかったもので、理解するのに時間がかかりました。

（4番）医師は説明書面を使って病気にかかってから何年くらいでどのように進行するのかということも証言されたので、病気について詳しく教えていただいたと思っています。

（5番）病気の説明を聞いた上で被告人の行動をみて、やっぱりそうなのかと納得した部分もありました。医師の説明や説明書面は消化した上で、被告人を見ることができました。

（司会）次にA事件についてですが、問題となっている精神障害が、精神遅滞、妄想性の病気及び飢餓を原因とする意識障害と3つありました。これについてはまず、精神科医に病気の内容について説明していただき、その

後に病気の関係の証拠を調べて、もう一度、精神科医に具体的にどんな影響があったかをお話しいただいたのですが、全体として病気についての証拠の内容は分かりやすかったでしょうか。

(1番) 最初に精神科医の話聞いたときには、聞いたことのない検査内容や病名が出てきたり、専門用語が出てくるので分かりませんでした。その後、資料等を使って話を詰めていくうちに理解できるようになりました。

(司会) このA事件についてもB事件と同様にA4用紙1枚の説明書面の内容について説明していただいた上で、その後事件への影響についてお話しいただきました。なかなか聞き慣れない専門用語等について評議の中で説明書面等を使って話し合っていくうちに段々消化できてきたというイメージでしょうか。

(1番) (うなづく)

(司会) B事件では、誰がお腹を刺したのか、被害者が殺されることを承諾していたのかという点が争点となり、その関係で、どんな角度でどうやって包丁が刺さったのかが問題になりました。この点については被害者を解剖した医師の証人尋問を行ったり、けがの状況についてイラストにしたものを取り調べたり、模擬包丁を用いて刺した状況を再現した警察官、警察職員の証人尋問を実施してどこに包丁が刺さるのかという証拠調べを行いました。これについて分かりやすかったか、またより分かりやすい方法があるのかという点について御意見をお願い致します。

(5番) 実際に再現の写真を見て、想像するより実際に目で見ることができ、分かりやすかったと思います。

(2番) いろんな再現パターンをやっていただいて、それなりに理解できたと思います。評議するときみんな各場面について話し合ったことすごく分かりました。だから、体を使ったのは大切だと思いました。

(司会) 法廷での証拠調べの際にこのようなものがあつたらより分かりやすか

ったというものがあれば教えてください。

(6番) 解剖を行った医師はとても分かりやすく説明していただいて、こういう場合は自分で刺すのが難しいということとかがよく分かりました。再現写真は私自身はよく分かりませんでした。再現が動画であったら分かりやすかったと思います。

(司会) 証拠ではありませんが、検察官が凶器である包丁と同じ大きさの模擬包丁を御用意され、それをお借りして評議を行ったのですが、模擬包丁があったことについてはどうでしたか。

(5番) 実際に評議で再現できたので分かりやすかったです。被告人が本当にこうしたかもしれないと納得しました。

(3番) 頭で考えてできると思ったことが、模擬包丁を使うと実際にはできないということがよく分かるので必要だと思います。いろいろな角度で再現してみたりして、みんなで考えることができました。

(司会) 私も模擬包丁は好評であったという印象です。ただ実際に刺さった状況は再現できなかったもので、裁判員の方からは、模擬包丁の刃の部分がへこめば良いのにという意見があったことを記憶しています。

(4番) 模擬包丁は良かったと思います。解剖医の尋問はよく分かりました。警察職員の再現写真の説明はマスクを付けたまま話をされていたので、よく聞きとれなかったことがありました。

(司会) これまでの裁判員等経験者のアンケートでも、この事件に限らず、物理的に声が聞き取れない、あるいは早口で聞き取れないといった意見が見られます。これから法曹三者としての法廷での活動はより明確にしていかなければならないし、証人にもそのようにお話しただけのように訴訟指揮をしていかななくてはならないと感じております。

最後に、A事件では現場の状況の写真や証拠でライターも取り調べたりしましたが、そのような証拠調べ全体についての分かりやすさはいか

がであったでしょうか。

(1番)ライターを証拠物として見る事ができたので、その先端に付いていた付着物の状況がすごく参考になりました。書類を毎日たくさん受け取るので、書類ごとに受け取った日付を書いておけば後で調べやすかったと思います。

(司会) 今後は書類のお渡しの仕方も検討しなければならないと感じているところです。B事件で8名の証人尋問を実施したほか、現場の写真等の証拠書類を調べたりしましたが、証拠調べ全体としての分かりやすさはいかがだったのでしょうか。

(2番) 包丁は現物を見せていただいたのですが、血の海等はイラストになっており気分が悪くなることは全くありませんでした。医師の意見はとてもよく自分の中に入りましたし、それが自分の基本となったような気がします。特に証拠書類については良かったと思います。

(6番) 全体として分かりやすかったです。

(5番) いろいろな証人がいたり、被害者の前妻の手紙や被害者の近所の方の話も出ていて、被告人の人柄がよく分かって良かったと思います。

(司会) 内容も特に分かりにくいところはなく、判断するのに十分な材料もあったのではないかという御意見でしょうか。

(4番) 多すぎず少なすぎずちょうど良い量です。再現をした警察職員の証人尋問が若干分かりにくかったですが、それ以外は分かりやすかったです。

(3番) 医師の話は分かりやすかったです。事件直後に被告人と会話をしている葬儀社の方の話の内容で、被告人に病気が出ているかなというのが分かって良かったです。証拠の量や範囲も良かったと思います。

(見田村弁護士) 先ほど2番の方が、医師の意見が重要だったとお話しされる一方で、非常にあいまいであったというようなお話もあったと思いますが、そうだとすると、そこをどういうふうに乗越えられたのでしょうか。

か。

(2番) 専門家の話はやはりあいまいだと最初は思いました。特に精神の問題ですので白黒はっきりできないような部分、グレーな部分というのはあると感じつつ、それを踏まえて自分の中にその意見を入れていくので、あくまで自分の意見として判断しました。医師の意見がないと困ってしまうのですが、医師の意見があったからより深く考えることができました。

(見田村弁護士) A事件もB事件も病気の影響という点では一人の医師の話を聞いたのですが、別の医師の話も聞いてみたかったというのありましたか。

(6番) 精神的な問題だと人によって感じ方が違うかもしれないので、あってもよかったかなと思います。

(2番) 別の医師の話を聞くかどうかは、弁護人が決めるものではないのでしょうか。弁護人が二人出されれば、二人の医師の意見を聞けるのですが、一人だったのでそれでいいんだと思って聞いていました。ただ、自分自身として、別の医師の意見を聞きたいとは思いませんでした。

第4 日程調整について

(司会) 次に、日程調整についてお伺いしたいと思います。いずれの事件も争点のある否認事件ということで、A事件については2週間にわたり、B事件については3週間にわたり裁判に御参加いただきました。スケジュール調整には相当に御苦労された点もあるとは思いますが、まず、A事件について、スケジュール調整についていかがだったでしょうか。

(1番) 選任手続の前に、もしかしたら選ばれるかもしれないということを考慮して、選ばれてもいいようなスケジュールを組んで来たので、私自身は何とかなりでしたが、そうでなかった方で大変な方もいらっしゃるようです。決まってすぐだと用意をしていない方は大変かなというふう

には思います。1日くらいあれば、会社に行くことができても良かったかもしれません。私自身は何とか調整ができたので良かったと思います。

(司会) 「決まってすぐだと」というお話があったので続けてお伺いしますが、選任期日と実際に裁判が始まる日が離れていた方がいいのか、または、連続していた方がいいのかどちらがよろしいですか。

(1番) 私としては、日にちが離れたらドキドキ感が長いので、決まったらそのままやったほうがいいのかと思います。

(司会) 次に、B事件の御経験者の方にも同じ点についてお伺いしたいと思います。

(6番) 私は仕事の準備をしてきたので、スケジュール調整の苦労はありませんでしたが、日数が長かったですし、1日も長かったので、たまに早く帰れる日があったのが良かったです。丸1日裁判所にいるとかなり疲れるので、たまに早く帰れる日があつて良かったなと思いました。

(5番) 補充裁判員に決まった時点でスケジュールを調整したので問題はなかったです。空いていたからできたんだと思います。

(司会) 空いていたというのは、最初に通知をさせていただいたときから6週間くらいは空いて、それから本番だったから大丈夫ということですか。

(5番) そうです。その間に調整しました。

(4番) 抽選で裁判員になる確率が分からなかったもので、会社にその日から休みますということは一切言っていませんでした。実際に抽選で当たりましたので休むことになりましたが、たまたま仕事もうまいこといったし、半日とか午後3時までという短い日があったので、その後に会社へ行ったりして都合をつけてきました。結果的にはそんなに苦労はしませんでした。

(司会) そのような中で最終的に問題なくお務めいただいたのは非常にありがたいと思います。どのくらいの確率で選ばれるかというのは、選任手続期

日に何人お越しいただけるかというところが、裁判所としてもある程度の予想でしか分からないところがあります。しかし、お越しいただく方の御負担を考えて選ばれない方があまりにも多くなるのは避けるために、20人ちょっとの方にお越しいただくと、裁判员6名と補充裁判员2名の8名を選べるだろうというぎりぎりのところを考えてやっております。

3番の方はスケジュール調整に御苦勞されたところはいかがでしょうか。

(3番) 私は専業主婦なので大丈夫です。

(2番) 私も何もないので、断る理由もなかったです。問題なく来ることができました。私は遠くから来ていましたので、1回で済むなら済んだ方がいいと思っていますので、続けて結構です。

(司会) 選任手続と公判の関係で続けて行った方がいいという話もありましたが、それについてはどうですか。

(3番) 午前中に来て午後からというのはちょっとびっくりするので、せめて次の日からというのがいいと思います。

(司会) 裁判が始まるのは選ばれた日の翌日からが良いということですね。日にちを空けたほうがいいのかというところはどうですか。

(3番) 数日空いてしまうと、その間ずっと考えてしまうので、やるのはすぐでいいですけども、昼にすぐというのはきつかったです。

(4番) 私は会社に休むことを言っていなかったもので、抽選に当たった日に午後から会社へ行って次の日からの準備ができるんだったら、午後は空けてもらったほうがいいかなと思いました。

(司会) 午後が空いていれば次の日から続けてもいいですか。

(4番) いいと思います。

(司会) 初日選ばれた日は午後空くとして、それから数日間空いた方がいいですか。それとも、続けた方がいいですか。

(4番) 数日間は空けなくてもいいです。

(5番) 私は仕事をしていないので、どちらでも可能です。

(6番) 私は、まさか当たるとは思わずに裁判所に来ているので、空けた方が私としてはありがたかったかなと思います。心の準備も必要だし、仕事の段取りもしてこないといけないので、数日はあった方が良かったと思います。もし当たらなかつたのに仕事の準備とか段取りとかをしてこななければいけないとなると手間が発生するので、そこは決まってからするという方がいいかなと思いました。

(司会) 何日間くらい空いていればいいと思いますか。

(6番) 二、三日空いていれば良かったと思います。

(司会) 1日に午前10時から午後5時までびっしりやってもできるだけ日数が短い方がいいのか、日数が長くなっても短めに終わる日があった方がいいのかについて、挙手をいただいてもよろしいですか。

まずは、午前10時から午後5時までびっしりやっても日数ができるだけ短い方が良いという方。

(1名が挙手)

全体としては日数が長くなっても、一日の負担は軽くした方が良く思われる方。

(4名が挙手)

どちらでも良い方。

(1名が挙手)

どちらでも良いという御意見と日数が短い方が良いというご意見が1名ずつ、それ以外の4名の方は、長くなっても1日の負担は軽くなった方が良くはないかという御意見ですね。

(1番) 話している内容によっては、時間をオーバーしてもここまでは決めたいというがあるので、そういったところで日程が合えばいいと思いました。

(司会) 内容的な切れ目を意識して審理日程を考えてほしいというところでしょうか。

(1番) はい。

第5 これから裁判員等へなられる方々へのメッセージ

(司会) 最後に、これから裁判員や補充裁判員をされる方が、岐阜でもたくさんいらっしゃると思いますが、これからなられる方へのメッセージを一言ずついただきたいと思います。

(1番) 裁判が終わって、周りの人に裁判員になったことを伝えたら、大変だったわねと言われました。

裁判のことを何も知らずに裁判員となりましたが、裁判長と裁判官の方々が、一つずつ消化しながら分かりやすく説明してくれたので、周りから言われるほど大変ではありませんでした。

人間が人間を裁くことは難しいと思いましたが、人の意見に惑わされないように、自分の意見を話した上で、分からないことがあったら納得して決めることが大切だと思いました。

これから裁判員になる人には、大変と思うかもしれないけれど、思ったほど大変ではないとお伝えしたいなと思いました。

(2番) 自分の経験から言うと、プレッシャーは感じますが、中に入ってみれば、素人でも考えることができるよう進行していただけるので、安心してできるという気持ちがあります。

その人にとって良いか悪いかは、感覚の問題ですので何とも言えませんが、心配している人には背中を押すことができます。

(3番) 最初は、絶対やりたくないという気持ちで来ました。

友達からも、大変ではないかと言われましたが、素人にも分かるように説明もあり、順番に流れを作っていただけのため、一度にいろいろ考えなくても良いので、あまり裁判のことを知らなくてもできるから、や

ってみたらとは言えるかなと思います。

(4番) 大変勉強になりますし、いい思い出にもなりますので、是非やった方がいいとは思いますが、今回はすごく凶悪な殺人事件というわけではなかったもので、そのようなことが言えるのかなとは思いました。

また、私の周りにはやりたいという人がいるので、選び方を考えていただけるといいかなと思いました。

(5番) 自分には縁のない世界だと思っていましたが、実際に関わってみて、自分が知らない司法の世界を体験でき、とても勉強になりましたし、今までと違う見方ができるようになりました。

新聞も、裁判のことが書いてあれば、必死に見る自分がいてびっくりしました。物の見方が今までとは変わったと思い、自分にとってうれしいことです。

友人にも、勉強になり楽しかったとか、自分の知らない世界を見ることができたから是非おすすめしたいと話しました。

次の方も、是非喜んで、楽しんでやってくださいと思っています。

(6番) 裁判というものが少しだけ分かったような気がしますし、世の中のことも少し知ることができたかなと思うので、体験することは悪くないかなと思いました。

(司会) ありがとうございます。

御一緒できたのは、我々にとっても非常に幸せな経験でしたし、難しい事件と一緒に判断させていただいて、重いことではありましたが、チームとして当たれたのは非常に良い経験だったかとは思いました。

最後に、法曹参加者の出席者から、コメントや質問があれば、していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(溝田裁判官) 様々な書類について、分かりやすいとか分かりにくいとか話をされていましたが、裁判所が作成した争点メモについて、御記憶があり

ましたら、御指摘をいただけるとありがたいと思います。

(6番) 検察官と弁護人の主張が簡潔に書いてあって、とても分かりやすいメモだったと思いました。よく分かりました。

(司会) 長時間ありがとうございました。

以 上